

校則の見直しについて

《校則とは》

学校が教育目標を達成するために、必要かつ合理的範囲内において定められたものであり、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動指針として各学校で定めているもの

時代の変化に伴い、社会からの要請や価値観が変化したことなどから、本市では令和3年度以降、各中学校において、校則の見直しが進められており、本校でも、生徒総会での生徒意見をもとに、教職員による協議及び保護者や地域（学校運営協議会）等の意見等も踏まえ、以下のような見直しを行ってきた。

【令和3年度】標準服における男女指定廃止

【令和4年度】着脱式名札採用（標準服への氏名縫付廃止）、防寒着の着脱場所変更

【令和5年度】標準服の移行期間等廃止、白長袖シャツ（既製品：校章なし）使用許可

頭髮規定変更（自然な髪形：ツーブロック許可）

靴下規定変更（華美でないもの）、第3のバッグ使用許可

【令和6年度】登下校時に着用する防寒着の学校指定外許可

過去には、細かい規定を定め、規則を守らせることで学校の安定を目指すことで、学校の秩序を維持し、生徒の健全な育成を図ってきたが、これからの校則には以下のような視点が求められている。

校則を通して、**自立した規範意識**の育成を目指す。

学校の**自治的活動**を育む。

学校と生徒・保護者との**信頼関係**を高める。

以上のような校則の見直しに係る基本的な考え方を確認したうえで、下記の通り、本校における令和7年度の校則の見直しを行うこととする。

記

1 令和7年度の見直し内容

(1) 頭髮規定変更 ⇒ **継続協議**

《変更案》

- ① 2-③「また、髪が肩にかかる場合はすべての髪を黒・紺・茶のゴムでしっかりとまとめる。」を**削除**。

② 2-④「髪の結び方 結ぶ位置は耳より下で1本または2本とする。」を削除

③ 2-①「自然な髪型とする。」を「学習の妨げにならない自然な髪型とする。」に変更。
なお、生徒総会で可決された「髪の毛の結び方を自由にしてほしい」については継続審議、
「眉を整えることを許可してほしい」については、現行の校則を柔軟に運用することで対応することとする。

2 見直し後の指導の在り方について（すでに見直した内容も含む）

校則の見直しを、真に生徒の主体的・自治的な活動とし、見直したら終わりではなく、見直し後の生徒の様子や学校の状況等を確認しながら、**生徒が主体となって評価と改善を繰り返していくこと**が必要である。そこで、以下のような方法で、校則見直し後の指導を行っていくこととする。

- ・ 生徒会執行部及や専門委員会（生活委員会等）において、生徒心得に係る課題や改善点等を話し合う場を設定する。 ※代議専門委員会での議題の一つとして

例) 見直し内容について、学校生活に支障があるような状況はないか。
生徒心得を補完する説明や検討すべき事項はないか。 など

※ このような議論を、次年度以降の見直し事項等の検討にもつなげていきたい。

- ・ 学校行事における式典時や校外学習、高校への体験入学、高校受験等への参加時については、場にふさわしい服装や頭髪、防寒着等について、その必要性や具体的対応策等を事前に指導・周知すること。

例) 1学期終業式、入学式、2学期始業式の標準服・・・着用基準AまたはC
2学期終業式、3学期始業式、卒業式、修了式・・・着用基準BまたはD
高校受験、体験入学等・・・服装、身だしなみ

いずれにしても、教師による管理的な指導や一方的な指導から脱却し、生徒自身がよりよい学校生活を送るため、また、菊陵中のよい伝統を継承していくために、自走できる形をみんなで考えていくようにする。

3 スケジュール

9/16（火） 職員会議にて教職員へ周知

9/26（金） 生徒会執行部への事前周知（及び継続協議） ⇒ 生徒周知

10/23（木） P T A理事会にて周知（予定）

2月～3月 生徒指導委員会にて見直し案がないか再検討

3月末 見直し案があれば企画委員会・職員会議で検討